

「誰か」のこと？ 人権週間

12月4日から10日までの1週間。「第72回人権週間」の取組が各地で実施されます。今年の啓発活動の重点目標は【「誰か」のこと じゃない。】です。

文字通り、様々な人権問題について、「自分たちとは関係のない『どこか別の世界の誰かの問題』ではなく、誰もが『自分のこと』当事者意識をもち、どうすれば良いのかを考えていく必要がある」と思います。

近年では、企業による人権尊重の必要性について、国際的に関心が高まってきています。国連人権理事会では「ビジネスと人権に関する指導原則」が支持され、また、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に当たっては、人権の保護・促進が重要な要素と位置付けられています。こうした背景の下、日本においても、令和2年10月に、内閣府・警察庁・金融庁・消費者庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛装備庁といった関係する府省庁が参加する諮問会議において、「『ビジネスと人権』に関する行動計画」が策定されました。今後、子どもたちが大人となり生きていく社会では、「人権問題」は現在よりさらに重要性が増しているのではないかとということが推測されます。



この人権週間にあたって、子ども達には、6月の「いのちを見つめる強調月間」でも話した「いのちを大切に約束」と関連づけながら「相手意識をもち、ことばを大切にすること」を伝えたいと思います。学校では子ども達にいろいろな機会をとらえて粘り強く呼びかけていきたいと思います。どうぞ、ご家庭におかれましても、この機会に、人権について、お子様と一緒に考えていただくようお願いいたします。以下、人権週間に向けた法務大臣のメッセージを紹介いたします。

12月4日から10日までの1週間「第72回人権週間」を実施いたします。今回、コロナ禍における新たな取組の1つとして、人権週間の最終日であり、国連で世界人権宣言が採択された記念の「人権デー」である12月10日に、東京スカイツリーと東京タワーを17色にライトアップします。17のカラーは、「誰一人取り残さない」社会を実現するため、SDGs（Sustainable Development Goals）が掲げた17のゴールを表現したものです。

今年は、新型コロナウイルス感染症に関連して、差別やいじめなど。様々な人権問題が発生しました。また、SNS上での誹謗中傷なども社会問題になりました。感染対策を意識した「新しい生活様式」を実践する中であっては、軋轢やストレスが生ずることもあるでしょう。

感染に対するおそれもあるでしょう。しかし、だからといって、誰かの人権が傷付けられてはなりません。感染する可能性は誰にでもあります。感染などを理由に誰かが受けている差別は、自分の身にも降りかかり得るものです。この機会に、様々な人権問題について、「誰かのことではなく自分のこととして捉え、考えていただきたい」、ライトアップは、このような思いを込めて実施するものです。一人一人の行動で、全ての人の人権が尊重される社会を実現しましょう。

令和2年11月27日 法務大臣 上川 陽子

冬の新型コロナウイルス感染予防

早いもので12月に入り、今年も残り1月を切りました。先日発表された、今年の「新語・流行語大賞」では、年間大賞に「3密」が選ばれたほか、トップテンには「アベノマスク」や「Go To キャンペーン」など、新型コロナウイルスの影響を反映したことばが並びました。改めて、新型コロナウイルスに振り回された年だったと思います。ワクチン実用化に関する報道が聞かれるたびに、コロナ後という新たな展開を期待しているところです。

しかし、現状としては、寒くなってきたことが、やはり一因なのでしょうか。地域差はありますが、全国的にコロナウイルス感染者が拡大しています。既に、報道等でご承知のとおり、東京都や北海道ほどではありませんが、長崎県内においてもコロナウイルス感染者が報告されており、再度、気を引き締めていかなければいけない状況になってきたと感じています。

新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言を踏まえ、厚生労働省から「寒冷な場面における新型コロナウイルス感染防止等のポイント」が示されました。

- ① 飲酒を伴う懇親会等、② 大人数や長時間におよぶ飲食、③ マスクなしでの会話、④ 狭い空間での共同生活、⑤ 場所の切り替わり

という感染リスクが高まる「5つの場面」を学校生活に置き換えて留意し、図2のポイントを参考にしていきます。

子ども達に、これまでに何度も伝えてきたことではありますが、

- ① マスクの着用
- ② 手洗い等を含めた手指消毒
- ③ 換気



図 1

について、今後も引き続き、特に励行していききたいと思います。検温やマスクの準備をはじめ、お手数をおかけしますが、ご家庭におかれましてもご理解の上、引き続きご協力をお願いいたします。

寒冷地における新型コロナ感染防止等のポイント

図 2

1. 基本的な感染防止対策の実施
 - マスクを着用
 - 人と人の距離を確保
 - 3密を避ける
2. 寒い環境でも換気の実施
 - 機械換気による常時換気を
 - 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で**常時窓開け**（窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！）
3. 適度な保湿（湿度40%以上を目安）
 - 換気しながら加湿を（加湿器使用や洗濯物の室内干し）
 - こまめな拭き掃除を



C02センサー